

大川市議会第3回定例会会議録

平成25年3月8日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
8番	中村博満	16番	古賀光子
9番	平木一朗	17番	川野栄美子

欠席議員

7番 今村幸稔

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
副市	長	木下修二										
教	育	長 石橋良知										
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
健 康 課 長	田 中 嘉 親
福 祉 事 務 所 長	樺 島 靖 子
子 育 て 支 援 室 主 幹	木 下 剛
イ ン テ リ ア 課 長	田 中 稔 久
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
ク リ ー ク 課 長	古 賀 政 彦
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	宮 崎 博 巳
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付 議 事 件

1 . 一 般 質 問

1 . 議 案 に 対 す る 質 疑

(議 案 第 5 号 ~ 第 28 号)

1 . 特 別 委 員 会 の 設 置 、 委 員 の 指 名

(議 案 第 22 号)

1 . 委 員 会 付 託

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
5	17	川 野 栄美子	1 . 福祉行政（もっと障がい者に居住の場を！） 2 . 発達が気になる子どもの支援について
6	6	石 橋 忠 敏	1 . 職員の職務に対する意識について 2 . 強制排水ポンプについて

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。ここで御報告申し上げます。今村幸稔議員から欠席の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、17番川野栄美子君。

17番（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号17番川野栄美子でございます。きょうは福祉行政と発達が気になる子供の支援につきまして一般質問をさせていただきます。

ただいま議長が答弁を含めて1時間30分程度でやってくださいということですが、今回の福祉行政とか発達が気になる子供の支援につきましての一般質問の内容は大変深いものがあり、1時間半の答弁も含めた中ではなかなか解決ができない。ほんの一握りの入り口だけを行政に聞くような感じになると思いますが、議会終わりましたも引き続き、これはやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問の趣旨は2つとも、障がいのある方と家族が安心して暮らせる大川市を実現するための質問であります。

さて、早いものでございまして、東日本大震災から、間もなく3月11日で2年目を迎えます。この中に、災害は大変な被害を受けましたけれども、またその災害によって、いろいろなものが見出されました。ともにお互いに助け合うこと、最近では自分の前の、それから両隣、それから後ろとか、自分の家を中心とした周りもほとんど会話することがないような状況であります。でも、震災がありまして、本当の自分の周りのところと、また地域としていかにつなげておかないと、大変なときには本当に自分が困るんだということを経験いたしました。そういうことが今ほとんどテレビとか新聞などで報道されております。

ともに助け合うことの大切さが語られたり、特に家族のきずなはもちろんのことであります。また、その中に、じっと耳を澄ませたり、新聞などに目を、隅から隅まで見ますと、障がい者に対してどのような支援をしたがいいんだろうかということを書いてあります。障がい者がどこにいるのかというものも、地域ではなかなかわかっていない。そして、軽度な障がい者は普通の方と変わりませんので、障がいを持っているということがわからない。やっぱり、どうやって助けたいかということがわからないということもわかってまいりました。でも、福祉行政、特に今回は障がい者に光を当てて質問いたしますけれども、前と比べまして、法律なども本当に日に日にと変わっておりまして、少しずつ光が差してきたんではないだろうかと思えます。

そういう意味で、福祉とは一体どういうものであろうかということではありますが、やはり一番大事なものは、自分のことは自分でやるということが一番基礎で、これを自助といいます。自分で助ける、これが基本であります。それから、共助。ともにお互いに助け合う共助。共助的なものは、よくボランティアに例えてあります。自分もしてください、向こうからも返ってくるということです。それと、もう1つ、市がやります公的な公助があります。この三角形の位置がきれいになっていまして、これが回りますと、本当に住みやすいまちになりますけれども、このともに助ける共助が置き去りにされまして、公的な機関、公助とつながりまして、ボランティアとか共助とか、隣近所がすっかり消えてしまったというところに、福祉の問題があるのではないだろうかと言われております。

そういう内容を見る中に1つだけいいことが書いてあります。新聞の記事の中にこういうものが書いてありましたので、ちょっと申し上げたいと思えます。民主主義というのが教科書のように与えられてしまって、自分たちで足元を固めて獲得していくプロセスが弱くなったのではないのでしょうかということを書いてありましたが、全く私はそうじゃないだろうか

なと思います。何かあったら行政に頼む、何かあったら行政に頼む、あるいは専門のそういう専門家に頼むということになってしまって、福祉はどんどん広がり、お金もたくさんかかるし、それと人数もなかなか間に合わないからパニックになってしまうということでありませう。そうではなく、やはり、ともに助ける、救う、ここを行政はしっかり支援をしていって、広げて、ちゃんと三角形の位置になるような感じにしていく必要があるのではないだろうかということなんです。

そんな中で、この付近の筑後地区の人たちを見てみますと、やはり助けられるのが 助けてくださいというのが余り上手ではないのではないだろうか。助けられる上手度はということですが、これはこの前、古賀光子議員も一緒でしたが、みんなが主役の元気な地域づくりセミナーが福岡のほう、県の社協でありました。その中に、1 から10まで問いかけている問いがありました。この中に、自分がそうであるということに丸をつけなくちゃいけませんけれども、それが、ほとんど丸が非常に少なく、全然丸がつかなかった人もあるということでありませう。行政の方も3個になったらということでありませうので、一度紹介したいと思います。

これが、自分がそうであるというところに丸をつけるということでありませうね。助けられる上手度はということのアンケートの1つでありませう。1つ目が、自分に向けられた善意は素直に受け入れられるということでありませう。これがなかなか受け入れられないというのが、やっぱり皆さんがそう思っている。助けられたら、済みませうではなく、ありがとうということでありませう。でも、やっぱり済みませうね、済みませうねというふうな感じの、ありがとうという言葉は出てこず、済みませうねというふうなものが出てくるのが、そういうものですよということでありませうね。

自宅に他人を受け入れることに抵抗がない。やっぱり、誰かが来るといったら、掃除もしていないし、今来てもらっては困るということでありませう、やっぱりノーということでありませうと。

それから、私は認知症、息子が精神障害など、周りの人に言えるということでありませうけれども、なかなかこれも言えないということでありませうね。

寂しいときには寂しいと声を上げられる。気楽に助けてと言える相手を見つけてある。頼りになる世話焼きさんをつかまえてある。今のうちにたくさんの人に尽くしておこうと思っっている。

助け合いを目的としたグループに加入している。この助け合いを目的にしたグループに加入しているということでありませけれども、グループとか、そういうものもたくさんあるんですけども、どこに何をしている人がいるというのも、なかなかわからないということですね。

大川市でいえば、女性の団体の婦人会などもありますけど、これもすっかり弱ってきて、だんだん少なくなってきているということですね。助け合いを目的にしたグループも、これもやっぱりもう少しふやしていく必要があるじゃないだろうかと思えます。所属している趣味とかグループ、それから老人会とか、会場で助け合いを仕掛けているというようなものがありまして、こういうふうに分けられる上手度というものをアンケートにとりまして、このグループ、あるいはこのまちは分けられる上手度はこれだけですよというアンケートをするための一例でありました。

なぜこれを紹介したかと申しますと、障がいを持った子供の母親、この方々と私もいろいろ話す機会があるんですけど、今はもう過ぎて、にこやかに話されましたけれども、やはり障がい児を持ったというところで、大変悩み、この子供が成長するに至って、この先どんなになるんだろうかというところで、やっぱり自分も死にたい、そして子供と一緒に自殺も考えるということを何度か思ったことがありますよというふうにお話しされました。だから、大川市、行政としても分けられるのが上手なやり方をもっともっと障がい、特にその母親、保護者ですけどね、それから家族、近所の人たちにもそうしないと、何で障がいを持った方が、この子と一緒に死にたいというふうな感じを思わないような感じのもの、一番最初に言いましたように、障がいを持って、この大川に住みたいという希望がある、その希望につながるにはこういうふうな角度からも、やっぱり分けられる上手な方向をやっていく必要があるんじゃないだろうかと思えます。

そして、国は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を平成25年4月1日、今3月ですから、4月1日から施行いたします。総合的に支援をするということが、今度改めて組まれてあります。これは、この法律は大変深いものであるし、画期的な法律だろうと私は思えます。この法律にかかわりました女性の国会議員さんですけども、かかわられた方とちょっとお話ししたことがあるんですけど、もう本当にすごい葛藤があって、これがやっとできたということでありませ。地方議員さんたちも、この法律をしっかりと理解して、障がい者が住みやすいようなまちにぜひしてくださいというメッセージをいただ

きました。

私もそういうところで、よく行政の障がい者に対する啓発とか、人権とか、それがどのようになされているのかなということをよく興味を持って見ているんですけど、今度、3月1日号に、大川市障害者虐待防止センターができて、皆さん御存じだろうと思いますが、市報にこういうものが挟んでありました。もう既にごらんになられた方おありと思いますが、これを見まして、大川市もやっとなんかできて、よくできているなと思って、私は感心してこれを見ました。

一番最初に、御存じですかとクエスチョンがついています。障害者虐待防止法、その下に、障害者が安心して暮らせる社会へと書いてあります。そして、障害のある人への虐待は法律で禁止されています。障害のある人に対して虐待はしてはいけません。虐待を発見した人には通報する義務があります。学校や病院には虐待防止の義務があると書かれてあります。それから、中をあけてみますと、障害者とはということの中に、身体機能に障害がある、これを身体障害という。それから知的な発達がおくれている知的障害、それから精神疾患がある精神障害、発達障害がある。その他、心身の機能障害があるということでもあります。その中には、こういう人たちがどんなところでこのような障害者の虐待が起こっているのかということを書いてありまして、この付近をぜひ皆さんに読んでいただきたいと思います。

障がい者虐待が発覚しにくい理由とはということの中で、虐待する人、しつけや教育の一環と思っている。けがや事故になりかねない行動障害を抑制するために、やむなくしてしまう。支援疲れやストレスに端を発して、本人に自覚がない。それから、被害者、苦しみやつらさを自分で訴えられない。虐待されているという自覚や認識がない。もっと虐待をされてしまうという恐怖心から抵抗できない。では、私たち第三者、家庭や施設などの閉ざされた空間で起こっているために気づかない。障がい者支援に携わるような人が虐待などするわけがないと思い込んでいる。おかしいのではと感じながらも、方法がわからず、見て見ぬふりをしてしまうということでもあります。

それから、暴力だけが虐待ではありません。障がい者に対する虐待は次の5つの種類に分類されます。身体的虐待、これはもう皆さんたちわかっていると思いますが、殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、熱いものや辛いものを無理やり食べさせる。それから、戸外に締め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る。性的虐待、性的暴力、性的行為の強行、それから性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やりに見せる。障がい者をポルノに

出演させる。これが性的虐待。

心理的虐待、ばか、あほなど、侮辱する言葉を浴びせる。どなる、ののしる、悪口を言う、差別的な扱いをして自尊心を傷つける。ネグレクト 意識的に放棄することです。食事を与えない、必要な治療や衛生管理、通院、着がえ、入浴、掃除などを怠る。学校へ行かせない。経済的虐待、給料を規定どおり支払わない、障害年金を渡さない、貯金を本人の意思に反して使用するという事です。

それから、こんなサインを見逃さないでというところで、身体に小さな傷やあざが頻繁に見られる。おびえた表情をよくしたり、不安がったりする。急に周りの人に対して攻撃的になる。不自然な歩き方をしたり、座位を保っていることが困難になる。人目を避けたり、ひとりで過ごす時間がふえたりする。自傷やかきむしりなど、みずから傷をつけるような行為がふえる。突然わめいたり、泣いたりすることが多くなるような感じである。爪や髪が伸びたままだったり、服装がいつも同じだったりする。空腹を頻繁に訴えたり、食事をとっていないように見える。年金等の収入はあるはずなのに、お金がないと訴えるという事です。

虐待防止法の中に、私がこれを載せてもらって一番よかったなというのが一番後ろにありまして、虐待される人ではなく、虐待をしてしまう人を救うために、養護者への支援が必要です。これは、私はとても大事なことを行政は載せているなと思います。養護者への支援が大切です。虐待してしまう経緯には、障がいに対する知識や情報が不足したり、介護疲れでストレスを抱えてしまうなど、いろいろな原因で起こってしまうことがあります。障がい者虐待問題は、虐待される人と虐待をしてしまう人だけの関係にとどまるのではなく、社会全体で共有すべき視点があることが障害者虐待防止法に盛り込まれていますと書いてあります。

これだけさらっと書いていますけれども、これは非常に深いものをコンパクトな言葉でまとめています。被害の拡大を食い止めるためにはあなたからの通報や届け出が大切です。虐待を発見した場合は、国民誰もが通報する義務を負っています。通報者の秘密は守られます。大川市障害者虐待防止センター、大川市福祉事務所内、そして電話番号が書いてあります。非常にいいものが出てきました。これを機会に、啓発を福祉事務所がいたしておりますので、また、ますますの期待をしたいと思います。

それから、ここでまず聞きたいことが3つほどあります。最初申し上げましたように、趣

旨は障がい者と、それから家族が安心して暮らせる大川を実現するための質問でありますので、まず聞きたいのは、市内福祉事務所がグループホームを幾つ展開しているのか、居場所が必要でありますので、これをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、障がい者の方の親御さんも大体年齢が高くなってきております。ひょっとしたら、親が亡くなって、ひとりになるかもわかりません。親亡き後の障がい者の住む場所、それはどうするのか。それから、市内に入所施設がなく、今後も国の方針で入所施設はつくられませんので、地域の受け皿づくりをどうするのか考えなくてはなりません。そこで、障がい者の受け皿づくりはどうするのか、この3点をまずはお尋ねしたいと思います。御答弁のほどをよろしく願いいたします。

それから、もう1つの発達が気になる子供の支援についてであります。発達障害という言葉は、広く知られるようになりました。テレビとか新聞で発達障害と書いてありますので、皆様方も御存じだろうと思います。ところが、発達障害が日本や先進国でかなりふえているということです。原因は何なのでしょうかね。日本では自閉症、これが30年間で10倍の有病率を持っております。その病気にかかる人がふえている。それから、注意欠陥多動性障害が5から6%、学習障害が10%になっています。やっぱりふえてきているということです。

特徴として目立つのは、比較的軽度で軽い、だから普通の健常者と余り変わらない。見ても全然わからない。わからないために、これがやっぱり問題になっているわけですね。発達障害というのは、脳機能の障がいである遺伝子レベルの異常、それから胎児期、出産時期、乳幼児期、生物学的要因で、特に妊娠中の酒、たばこ、低栄養はよくないと言われております。仮死分娩などに伴う低酸素脳症など、乳幼児の後遺症などが主なものと言われております。

急にこれがふえてきた原因は、まだまだ不明だと言われております。1つわかっているのは、好ましくない刺激が豊富に与えられるとよくないと言われております。好ましくない刺激が少ないような環境にしなければなりません。

例であります。ルーマニアの孤児院で育ちイギリスに渡った子供たちに自閉症そっくりの病状、自閉症的傾向を示す割合が高いという調査が出ました。100万人とも言われたルーマニアの孤児たちの中で、施設で暮らす孤児6割が知能、それから運動機能のおくれがあります。ただし、今回、そういうものじゃなく、普通の一般家庭も育児放棄や虐待などがあると、発達にさまざまな影響を与えることがわかってきました。愛着の形式が子供の発達にとって不可欠であるということが非常に今出されております。そこで、大川市のほうも、子育て支

援とか、そういうふうなものに力を入れている。それから、教育では教育長がしっかりと頑張っていたいておりますけど、家庭教育、これにメスを入れながらやっているということでもあります。

でも、悪いことだけじゃありません。よいところもあります。発達障害と診断されても悲観する必要はありません。治療することで軽くなって、普通と変わらないように生活ができます。問題行動も減らすことができます。それから、すぐれた能力を有する人もいます。モーツァルト、それからアインシュタイン、エジソンも発達障害だと言われております。

そこで、文部科学省の調査で小・中学校の通常学級では6.5%ぐらい発達障がい者がいるという結果が出ております。大川の現状は一体どのようになっているのでしょうか。現状だけをお尋ねいたします。

大川市で見られる主な発達障害等はどんなものがあるのか、お尋ねいたします。

環境が要因の関与も発達障害にとって無視できませんが、学校では二次障害の防止や二次障害になった人の対応はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

乳幼児健診で発達が気になる子供をより多く発見し、適切な医療の診断を受ける必要がありますが、その後、必要となる支援はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

お尋ねすることも、なかなか深いものがありまして、子供の人権の問題があって、どこまでお話しされるのか、わかりませんけれども、わかる範囲、話できる内容だけで結構でございますので、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、ここの壇上では終わりますして、自席によって質問させていただきます。では、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、川野栄美子議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど来、お触れになりましたように、本年4月に改正施行をされます「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」では、障がい者が生まれ育った地域で自立した生活を営めるよう社会全体で支援するというのが目的であります。

本市におきましては、改正前の障害者自立支援法に基づきまして、大川市障害福祉計画を

策定いたしております。この計画に基づき、市内の障がい者福祉サービス、基盤整備を進めているところでございます。

議員御質問の市内障がい者グループホームは、地域生活の居住の場として欠かせない資源であり、現在4カ所、28名分が整備されております。また、議員御質問の市外の部分につきましては、これは施設入居者が85名、グループホーム入居者19名となっており、県が実施いたしました調査に基づく退院可能な精神障がい者は約30名というふうになっております。

これらの方々が地域に移行するための受け皿として、地域活動支援センターを初めとした昼間の活動の場が5カ所、131名分、宿泊を伴う短期の入所が1カ所8名分となっております。これは国の方針にのっとり、本市においても市外施設入居者、長期入院者の地域移行を図るべく、着実に受け皿づくりを進めてきたところであります。親亡き後の支援という点では、引き続き大川市障害者自立支援協議会での協議を踏まえ、社会福祉法人等とともに障がい者の方々が安全に自立した生活を送ることができ、御家族も安心できる体制整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

発達が気になる子供の支援につきましては、教育長より答弁をいたさせますが、今までの答弁でちょっと答弁漏れがございましたら、また自席から答弁させていただきます。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良和君）（登壇）

おはようございます。川野議員の発達が気になる子供の支援についてですけれども、まず、特別支援教育は、発達に障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び支援を行うことに目的があります。

主な発達障害の種類と特性について、議員少しお触れいただきましたけれども、大きく分けまして、1つには知的におくれはないが、聞く、話す、書く、計算する、推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す特性がある学習障害 よく言われますLDということでございます。

2つには、活動を順序立てて行うことが難しかったり、細かなところまで注意を払わなかったりするなどの注意力不足や授業中、座っているべきときに勝手に席を離れたり、手足を

そわそわ、もじもじしたり、じっとしていないなど多動性や衝動性を示す特徴がある注意欠陥性多動性障害、普通言いますADHDと呼ばれている言葉でございます。

3つには、広汎性発達障害と言われる特性で、知的なおくれはないが、他人とのコミュニケーションや友達関係といった社会的関係、話し言葉のおくれや、興味関心が狭く、特定なものにこだわる特性がある高機能自閉症と、この自閉症のうち、言葉の発達のおくれを伴わないもので、言葉をよく発しますけれども、人の感情を読み取ることのできない特性がありますアスペルガー症候群等が上げられます。

そのほか、これに留意する脳機能の障がいがあり、その症状が通常、低年齢において発現するものとされているところです。

本市におきます発達障害の支援の取り組みについてですけれども、発達障害等の障がいは早期発見、早期支援が重要であることから、就学前の幼児については、就学指導アドバイザーが保育園、幼稚園に訪問し、教育相談を受けたり、また就学前の健康診断及び保健センターでの4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳の健康診査において、行動観察や面接等を通して、早期発見に努めているところでございます。

さらに、市で推進しています保・幼・小中連携教育での幼児との交流の中で、気がついたことなどを聞かせてもらったり、教育研究者や福祉事務所と交流を図りながら、幼児の行動等、特別な支援の必要な子については、早期発見に努めているところでございます。

次に、各学校においては、発達障害を含む障がいのある児童・生徒の個々の実態に応じた教育を進めるため、実態把握や支援方策を行う特別支援教育に関する委員会を設置しまして、全校的な支援体制を確立し、推進を図っているところでございます。

この体制のもと、各学級において、教科指導上や、また行動上での状況、さらにはコミュニケーションや言葉遣い、さらには対人関係等の状況の観点から、子供の行動の特徴をつかみます。次に、特別な支援が必要と思われる子供については、校内の特別支援委員会が中心となり、さらに情報を収集し、学習の困難やつまずきがある場合には、保護者の理解を得て、個別式の心理検査を実施します。加えて、専門家の判断と助言をいただき、子供の行動の理解、子供、保護者への対応、周囲の子供たちへの理解の啓発と、その対応等を話し合い、子供の情報を共有し、共通理解を図り、支援や指導を行っているところでございます。

具体的に、その一例を申し上げますと、これまで大川市内の小学校で、毎年、福岡県学習障害等研究会実践交流会を開催し、読み、書き、計算などの子供の障がい等、総合的な子供

の認知の仕方や指導方法の工夫を研究、推進して支援を行っているところでございます。今では、通常学級で配慮を要する子供への対応につきましては、授業のユニバーサル化 お聞きになったことがあると思いますけれども、目指して実践研究を推進しているところであります。この授業づくりと申しますのは、指導内容を絞り、思考判断しやすいように、焦点化したりする シンプルという言葉を使いますが、シンプル化していく。また、言葉や文字だけではなく、図や絵等で視覚化したり ビジュアル化すること。さらに、課題の話し合いに、全体ではなく、少人数で話し合うなど、共有化 シェアと申しますけれども、の指導を工夫して、誰でもがわかる、できる授業づくりを目指しているところでございます。

また、大川市教育研究所の講座として、特別支援教育を深めるための体制の整備と、その取り組み、さらにはLD、ADHD等の理解と指導、さらには特別支援教育に関する校内委員会の設置や特別支援コーディネーターの役割等、研修会を実施しているところでございます。加えまして、専門的な医療機関であります国際医療福祉大学と連携し、授業を通じた実践研究での指導方法についての指導助言を受けたり、講演会においては小児科から見た発達障害の子供たちや発達障害を持つ子供たちの学校支援等の講演で、専門的な話を聞く研修会も開催しているところでございます。

次に、発達障害の環境要因による二次障害についての御質問でございますけれども、周囲の環境的な要因によって、さらに発達障害を悪化させたり、助長させたりすることも考えられます。その子供の特性に応じた指導ではなく、例えば「何回言えばわかるの」とか、「ふざけている」とか、「また同じことをして」、「どうして勝手に席を立つの」など、子供の特性を考慮しない発言等により、自己評価や自尊感情の低下から、引きこもり、不登校、対人恐怖症など二次的な障がいとしてあらわれたりします。また、行動面での影響として、周囲に対して挑戦的、反抗的になる反抗挑戦性障害や万引きや暴力、非行に走る行為障害として、二次的な行動にあらわれることから、これらの二次障害を防ぐためには、その子供の特性に応じた指導が大切になってきます。結局、子供の行動をよく理解して、その特性に応じた指導が大切になってくるということでございます。

そこで、二次障害が発生しないように学校の組織の中に、特別支援教育コーディネーターを中心に、支援対象となる児童・生徒と担任の先生を支えたり、保護者からの相談窓口として、医療や福祉等の専門機関と連絡調整を行っているところでございます。さらに、校内に

おいては、本人や担任、保護者の心理的な悩み等について、専門的なスクールカウンセラーの活用により、心理的な障がい等の相談を受け、解消を図っているところでございます。

今後、さらに発達におくれのある児童・生徒への適切な指導とともに、各機関との連携を密にしながら、発達障害の早期発見、早期支援に努めてまいりたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

まず、市長が答弁されました一番最初に質問したのから質問してまいりたいと思います。

グループホームとか、その前にちょっとお尋ねいたしますけれども、西日本新聞をちょっと見ておりましたら、大きな活字で孤立無業者162万人、20歳から59歳、未婚、それから社会と接点なし、2011年、東京大学調査で5年間で4割増しとなっております。こういうふう孤立をして、それから就職しないという人がだんだんふえてきて、5年間で4割も増している。その下見れば、生活保護費でパチンコ禁止、兵庫県小野市が条例で提案、議会が生活保護費でパチンコなどするのはいけないということをしたとか、そういうふうになっていきますけれども、生活保護が非常にふえてくる中で、生活保護者の受給を相談に乗ったり、書類を書いたりするケースワーカー、これは国が1,000人増すということを経営に書かれています。生活保護者がだんだんふえてきているから、それに対応するのが追いつけない。1人で100世帯などで手が回らないということです。ここを見ますと、市は大体80世帯、郡部で65世帯が平均だということではありますが、まず、皆さんよく関心があります大川市での生活保護の対応はどのようにしてあるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

ただいまの川野議員の御質問はケースワーカーの数ということでよろしいでしょうか。持ち件数ということでお答えをさせていただきます。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ケースワーカーはちょっと後に置いて、現状、ここですよ。質問がよくわからなかったみたいで、もう一度質問いたします。

生活保護の中で、ここがパチンコなどが禁止とされているというものが条例でこういうふうに出たと書いてありますが、大川市ではそんなふうな感じのものが条例ではありませんけれども、現状はどうなのでしょうかとということをおちょっと質問いたしたんですけど、おわかりになりましたでしょうか。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

川野議員の御質問にお答えいたします。

生活保護費は最低限度の生活を営むために支給をされております。保護費は国民の税金で賄われていることから、受給者は支出を節約し、生活の維持向上に努めなければなりません。お尋ねの生活保護受給者のパチンコの件でございますが、福祉事務所のケースワーカーが訪問調査活動の折にパチンコ店に立ち寄りまして、パチンコをしている保護者がいないかどうかということをお調査いたしております。

それからまた、市民の皆様よりの情報提供、通報というのもございます。これによりまして見つけましたパチンコをしている生活保護者につきましては、後日、福祉事務所のほうへ呼び出しまして、誓約書を書いていただいております。その内容といたしましては、もうパチンコはいたしませんと。もしも、この誓約に違反した場合は保護を廃止されても異存はありませんというような内容となっております。今後とも適正な生活保護行政に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

今のお答えを聞きまして、うちの大川市では生活保護でパチンコ禁止の条例まではつくらなくて、しっかりそこにはきはされているんだということで安心しましたけれども、でも、ここに書いてある これをつくれということではなくて、やっぱり生活保護費が年々ふえ

てきているから、みんなの血税でそれをやっているというところで、警察のOBさんなどが入って調査をすとかいうふうな、それから、あるところの市の職員さんが、生活保護を自分で操作をしながらやるというふうなものが新聞にたくさん出ていますので、大川市は大丈夫でしょうかと思って、まずは聞いてみました。

それから、生活保護をするためのケースワーカーが1,000人増しとなっていますけれども、大川市のほうは人数のほうは大丈夫でしょうか。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

福祉事務所のケースワーカーは3人おります。保護世帯が259世帯ございますので、1人専任のケースワーカーは持ちケースが100世帯を超えております。それから、あとの2人はほかの仕事と兼務をいたしておりますので、1人男性のケースワーカーは95世帯以上、それからもう1人女性のケースワーカーは医療事務などを持っておりますので、58世帯ぐらいを持っているところです。大体3人で割りますと、1人あたりは86世帯ぐらいになりますけれども、ほかの事務もございますので、こんなふうになっております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ぎりぎりのところで、多いと言えば、ちょっと多いところもあると思いますが、95世帯ぐらい持っている方もおられるということではありますが、やっぱり生活保護ももらわなくちゃいけない人はやっぱりもらわなくちゃいけません。だから、ちゃんとももらわなくちゃいけないようなところにしっかりやるということ。監視して、もらわないようにするということがなく、もらわなくちゃいけない人には本当にもらうようにするというのもケースワーカーの相談のとても大事なところじゃないだろうかと思います。

少々、やっぱりもう1人ぐらい人数をふやしてしたほうが、よりいい方向に行くんじゃないだろうかとは私は思いますけど、市長、いかがなものでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

その前に、こういう制度について基本的な考え方といいますか、思いますのは、やっぱり日本の福祉制度というのは、基本的には日本人は非常に正直ですから、性善説に立っている分がかなりあると思うんですね。ところがやっぱり、議員御指摘のように、パチンコとかなんか、そういうふうなところも出てきているということがありますので、性善説にばかり立っていると、先ほどおっしゃいましたように、本当に支援をしないといけないところに手が回らなくなるという矛盾が出てきますので、そのあたりを今後どういうふうに行行政としてチェックをかけ、そして本当に真に必要なところに真の手厚い支援をしていくかということが、今後問われているというところだろうと思います。

その上において思いますのは、やっぱりケースワーカーというようなものは、多ければ多いほどいいわけでありますけれども、そのあたりもなかなか難しい面、いろいろ難しい面もございますので、適正配置ということにつきましては、実態を踏まえて、どういう配置がいいのかやっていかなければならないと思いますが、やっぱり最近ふえておりますのは、高齢化に伴って、自立できないといいますか、そういう面において真に支援をしていかなければならない層がふえているということでありますので、そのあたりについて真に手厚くやっていくためには、あるいは漏れなくやっていくためには、今後、ケースワーカーの増員というのは一つの課題として考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

よく庁内で検討していただいて、いい方向にぜひ持って行っていただきたいと思います。

市長答弁の中に、やっぱりグループホームの数が4件ほどで、るるおっしゃいましたけれども、行政として居場所、グループホームをつくることも大切であります。市外入所施設の利用者が約100名ほどいらっしゃるみたいです。ちょっと行政の数字と私が調べたのは少々違う点もありますけど、およそざっと市外入所施設利用者が100名ほどいらっしゃる。精神科の病院に長期入院されている人もたくさんいらっしゃると思います。そういう人たちがここの大川市に戻ってきて、地域で生活するためにはこのようなところを着々と進めていかなくちゃならないと。絶対数がやっぱり足りないということがわかってきましたけれども、

これからどういうふうに指導、支援をなさっていくのか、もうちょっと詳しくお答えしていただきたいと思います。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

市といたしましては、障がい者の皆様方が住みなれた地域で、安全に安心して自立した生活を営むことができるような、そういう地域社会を目指しております。

そこで、福祉事務所には、障害者自立支援協議会というものがございます。障害者自立支援協議会は、医療、保健、福祉、教育などの地域の関係者が集まりまして、個別の相談支援の事例を通じて、明らかになった地域の課題を共有しながら、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備に努めていく、そういう整備を着実に進めていく役割を担っております。市といたしましても、親亡き後ではなく、親あるときに障がいのある方が自立した生活を営むことができるような地域社会を実現するために、今後とも障害者自立支援協議会の中で協議をしながら、各事業所と連携、協力して、体制整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

自立協議会ですね、今、所長の話によりますと、教育とか保健とか医療とか福祉、こういうようなものをつないで、親亡き後じゃなく、親があるときに、やっぱりどうした方がいいのかということを進めているということですが、どれくらい進めてあるのか、具体的にちょっとお願いいたします。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

先ほども市長の答弁にありましたように、グループホームの現状、4カ所28名分、整備をいたしております。この中で入居者は19名、あきが9名分となっておりますし、現在整備中が1カ所ございます。これが近い将来に7名分整備できると、定員が35名、あきが16名分

となることが予想をされます。整備は十分に進んでいると感じております。

それから、ショートステイも今までございませんでしたが、1カ所整備ができて、定員が8名、入居者が3名、あきが5名分ございます。

それからまた、日中活動の場が5カ所ございます。131名分、整備をしているところがございます。ほぼ定員に満たしているところがございます。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。前から比べますと、やっぱり少しずつ進んでいるということは、今、所長の答弁でよくわかりました。その中に、病院からぱっとグループホームとか、施設のほうからぱっとグループホームに移行するには、少々その中にワンクッション、宿泊訓練をするような場が必要になってくるのではないだろうかと思っておりますが、それはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

宿泊訓練の場ということでございますが、大川市は第3期の障害福祉計画というのを定めております。24年度から26年度までに、どのようなサービスを整備するのか、そのサービス料を定めている計画でございますが、この中で宿泊訓練につきましては1カ所以上の整備を行いたいというところで計画を立てているところがございます。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。1カ所の計画を立てているということでありませぬ。計画としては1カ所というところではありますが、広がっていきますと、また計画も変えていかなくちやならないようなところもあると思っておりますけれども、やはり障がい者の法律も変わって、社会的、総合的に受け入れるということは幅が広がりますので、福祉事務所としても大変だろ

うと思いますが、これにかかわって苦勞される点はどういうところを一番苦勞されてありますか。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

苦勞をしている点ということでございますが、大川市の自立支援協議会は他市よりも活発に活動いたしております。この中で、地域生活や就勞、それから療育、教育、相談、援助などにつきまして、それぞれの部会で協議を深めておりますので、あと、私が思いますのは施設に入所してある障がい者の方を地域に移行する地域移行支援、ここの部分をどのようにするか。今度、4月から施行されます障害者総合支援法につきましても、そのところの地域移行を入所者の社会的入院とか社会的入所をしている方の地域移行を早急に進めなさいというようなことになっておりますので、ここがこれからの課題だと考えております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

全くそういうところは、今から大切になってくるだろうと思います。例えば所長、グループホームができるとします。できます、ここにつくりますよといっても、地域が理解できないと、なかなか難しい点もあると思うわけですね。ここがやっぱり障がい者が地域に入っていく、根差していく中の一番の関門になるだろうと私は思います。

人権の教育とか人権の啓発などもされていますけれども、やはり総合的に支援するというような法律の中に、障がいを持たない人のために、どのようにそれをわかっていただくような啓発をするのか、人権教育も含めて、人権の啓発、それは計画、あるいは実行はどのようにお考えになっているのか、お願いいたします。

議長（中村博満君）

福祉事務所長。

福祉事務所長（樺島靖子君）

人権の啓発につきまして、お答えいたします。

啓発、広報につきましては、先ほど議員から御紹介がありましたように、3月1日号に障

がい者の虐待関係のリーフレットの折り込みをいたしておりますし、また今年の10月1日、法の施行の折には10月1日号に3ページにわたって、障がい者に関する啓発記事を載せております。

それからまた、12月3日から9日までの障害者週間におきましては、市内の中学校3年生に啓発物品の配付をいたしております。なぜ中学校3年生かと申しますと、この中学校3年生で公民の分野を学習いたします。この公民の中に、日本国憲法、それから基本的人権の尊重というのが出てまいります。その中でやはり障がい者の人権について取り出して学習をするということでございますので、この中学校3年生に啓発物品を シャープペンシルですけども、これを配付いたしております。

それから、あとは、地区のコミュニティセンターと生涯学習課が共催で人権講演会というのをやっておりますが、ここの中で障がい者問題を取り上げていただくのも一つの方法かと思っております。

それから、あと、障がい者の方を理解していただくには交流が大切だと言われております。この交流の促進につきましては、例えば今年の11月に障がい者施設の木の香園というのがございますが、ここの20周年の式典で道海島小学校の生徒たちによります和太鼓の演奏がありました。生徒たちも一生懸命演奏してくれましたし、障がい者の皆さんも保護者の皆さんも一生懸命聞いてくれました。これはとてもいい交流であったと思っております。

それから、あとは、社会福祉協議会の福祉の集いや木工まつりに出店をする。自分たちがつくったものを販売するという事で交流ができる。市民の方と交流をする。こういうことを積み重ねまして、お互いに理解を深めていくことが大切であろうと思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。ぜひ、推進のほどをお願いいたします。教育長、ちょっとお尋ねいたしますけど、今、人権ということで啓発を今話していただきましたが、短くて結構ですけど、教育の場では主にどういうふうなものを人権教育としてなさっておられますか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良和君）

御質問の障がい者にかかわらないで、人権というような御質問でございますが、御存じのとおり人権教育の目標というのは簡単に言いますと、自分の権利を守り、そして他者の人権を守る。守るだけじゃなくて、それを実践行動に移していくところに私は人権教育の大きな意味があると思います。

だから、障がい者の発達のおくれがちな子供につきましては、申し述べましたように、まず、その子供自体を気づくことが必要だと思いますね。実態をよくつかんで、つまり行動とか状況、そういう子供自体をまず知ることが必要だと。知ることは何かというと、今の言葉で言いますと、人権という、結局権利を守るということになると思います。その行動を知るだけではだめだと私は思います。その知ることと、むしろ理解をしなくちゃいけないと思います。行動を知るだけでなく理解をするということは、その理解の上に立って次の行動が生まれてくる。その実践行動までいったときに、私は本当にその子供たちに気づいたことになっていくだろう。その気づいた内容を自分で処理できない場合には、専門機関と話し合ったり、また保護者の方とよく話し合いながら、先ほど申し上げましたカウンセラーの活用とか、また医療機関等々の活用、そういうことをしながら、子供の将来、安全・安心のために、早いうちに早期発見して早期支援していくというのが非常に基本的な内容じゃないかと思います。

したがって、人権教育といえますのは、申し上げましたように、自分の権利を守って他者の人権も守り、そしてそれを守るために実践行動をしていくところに、私は大きな意味があるんじゃないかと思っています。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

子供たちは障がい者の方と交流する場というものは、非常に少ない部分もあると思うわけですね。もっともっとやっぱり交流をして理解する。子供はすばらしい感性を持っているから、それは人権教育とか何かいろいろ言わずに、感性で受けとめることも十分できると思うわけです。

五体不満足を書かれました乙武洋匡さんの「だいじょうぶ3組」という小説が今度、映画化されるということになっています。そのときに、福岡市の西高宮小学校の5年生、それが

ら福岡県の八女市の黒木小学校6年生、それから福岡市の福岡教育大附属福岡小学校5年生がインタビューに行きまして、すばらしい感想をしています。その中で、乙武さんに、先生になろうと思ったのはなぜですかという質問の中に、乙武さんは「僕は両親や先生たちから愛情いっぱい育ててもらった。その感謝の気持ちを今度は僕が子供たちに恩返しというよりも、恩送りをできたらと思っています」ということを答えています。

それから、記者をした子供たちが感想の中に、「映画や映像で乙武さんの姿は知っていたけど、実際に会うと目のやり場に困ってしまった。なぜだろうという気持ちで取材が始まった。乙武さんの話を聞いていると、とても前向きで話に引き込まれてしまった。学校では障がいのことについて学んでいて、頭ではわかっているけど、障がいがある人は身近におらず、きちんと話すのは今回、初めてだった。気がつくとあっという間に取材の時間が過ぎた。あれっ、最初に感じたことは何だったっけという気持ちになった」というふうに、この子供の感性でしていますね。もう1人の子は、「私の母は障がいがある。いつも手伝いをするとき、嫌だな、面倒くさいなと思っていた。でも、乙武さんの取材をして、できない人に手を差し伸べることは大変だけど、それは当たり前のことなんだと思った。これからはたくさん手伝いをして、母を困らせないようにしたい。珍しい体で生まれてきた自分だからこそ伝えられるものがあると話す乙武さんの力をもらった。日本はヨーロッパのように、福祉がまだまだ充実していない。私たち子供が未来を切り開いていかねばならないと思った」という感性で書いています。もう1人、「僕がこの取材を通して、最も心に残ったのは、乙武さんの強く優しい心に触れたことだ。乙武さんは教師になってから一度も信念を変えていない。それは、体が不自由な人も発達に障がいがある人も、それぞれみんなと違う個性を持っているということだ。今まで僕は強いということは、権力を持っていることや力が強いということだと思っていた。でも、乙武さんと出会い、本当に強いということは人を思いやる優しさを持っていることなんだと感じた」というふうに書いています。

きょうは福祉事務所長、教育長の御答弁をいろいろいただきましたけれども、障害者週間とかいうふうなものも12月に1週間ほどありますけれども、本当に私どもの大川市の子供たちも障がい者の皆さんと触れ合って、どういう感性を持っているのか、そういうインタビュー形式でも構いませんが、こういう機会もされたらどうかなと感じましたので、何か機会がありましたら参考にさせていただきたいと思います。

ちょっと時間もどんどん過ぎてきていますけれども、ちょっと前半はこれくらいにして、

推進のほどをよろしく願いいたしておきます。

次、発達障害のほうに入りたいと思います。

いろいろ教育長からしていただきましたけれども、発達障害は何ととっても早期発見、これがもう一番だと言われています。その年齢は1歳6カ月、この期を外さないようにする。見つけるということが大事だと思うわけです。そのときには、児童の発達支援センター、これを私はつくる必要があるんじゃないだろうかと思えます。早く早期に発見して、そして医療福祉大学などもありますので、医療するところは医療、それから福祉の関係でサポートするところはサポートする。これを2つ合体しながら、児童 子供たちを守る支援センターをぜひ私はつくっていただきたいと思えます。これもいろいろ予算がありますけれども、これは担当課ではなく市長に聞かなくちゃいけないだろうと思えますが、市長、いかがなものでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

今回のといいますか、児童福祉法の改正のポイントは、障がい者児への支援を身近な市町村が担うというのが改正のポイントというふうに理解をいたしております、この法律の改正に伴う国の方針としましては、中身ですけれども、乳幼児から成人期までのそういう期間ごとに必要な個別支援を行うということになっております。そこで、児童発達支援センターは、そういう意味では中核的な施設といいますか、機関というふうに位置づけられるというふうに認識をいたしております。

これはガイドラインでは、おおむねですけれども、人口10万人規模に大体1カ所以上というのがおおよその整備のガイドラインというふうに承知をいたしておりますけれども、この設置につきましては、今後、そういうガイドラインはあるものの、研究のテーマとしてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに認識をしております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

市長、御答弁の中に、人数10万ということと言いますが、これはやっぱり必要性があるということで、しっかり研究していただいて、人口が少ない大川でもね、これをつくっ

て子供たちを健全に育てる。そして、大川は家具の町でもありますけれども、障がい者が安心して暮らせるそういうすばらしい町でもありますよということを出長みずから語っていただきまして、ぜひ進めていただきたいと思います。前向きな御答弁ありがとうございます。

福祉は本当にお金もかかりますけれども、先日、私ども議員が6市で研修会がありました。その中に病院がたくさんあって、地域の医療機関を受診するのが、お金が入ってきて、これを回したら、これも日本の地域活性化になるということで、大牟田市の病院が25、医療診療所が129、歯科の診療所が81あるということをして、やっぱりここにいろいろ診査にみんなが来るから、これも経済的になっているんですよということを研修会でおっしゃったんですけども、やっぱりよそのほうに出ていくものじゃなく、こっちのほうにつくってくるといことも経済的な効果があるということがありますので、自信を持って障がい者の支援、もちろん障がい者だけではなく、一般の方にも健康であってほしいというのは事実でありますので、ぜひそれをしていただきたいと思います。

それで、最後になりましたけれども、福祉行政の中で、日本で初めて知的障がい者の施設をつくった滝乃川学園というものがあります。これをつくったのは石井筆子という人がつくっていますけれども、この方は平塚らいてうよりも以前に女性の平等、女性の人権を訴えられて、英語、フランス語、それからオランダ語とか、そういうものを話して、非常に才女でありました。大正天皇の皇后を教育したということですが、自分の子供に障がいがあって、日本で初めてそういう学園をつくってした人ですけれども、お金もぎりぎり、その園をしながら、この方がとうとう亡くなられて、実家の長崎県の大村の渡辺家のほうからお金が出て、100年以上もそれが存続しているということです。その方がおっしゃったのに、福祉というのは愛と忍耐であったということでは言われております。本当に福祉は愛と忍耐ができないとなかなか進みません。行政にエールを贈るとしたら、ぜひ愛と忍耐によって、すばらしい福祉行政を行っていただきたいと思います。

市長、最後に一言お願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

今、非常に気高い方々、先人たちの事例も引いてお話しになりましたけれども、まさにそういう先人たちの気高い精神を我々行政も少しでも感じ取りながら、その精神に寄り添うよ

うな格好で福祉行政を進めていきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

それでは、福祉行政に期待をいたしまして、これで一般質問を終わります。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は10時30分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、6番石橋忠敏君。

6番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号6番の石橋です。

通告に従い、今回は職員の職務に関する意識について質問をさせていただきます。

職員の意識というのは、まず、基本中の基本は、市民への満足度の高い行政運営をやっていくためには、職員一人ひとりの職務能力の向上は言うに及ばず、職員の職務に対する意識及び取り組む姿勢が最も大切であると考えておりますので、そこで、職員の基本的な意識に対する心構え、意識について問いたいと思います。

壇上からの質問は以上であります。あとは自席により、個別事案について担当課長に直接問いたいと思います。

それから、もう1つ、花宗強制排水ポンプの件については、直接自席において市長にお伺いしますので、壇上での答弁は必要ありませんので、よろしくお願いします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

職員の職務に対する意識についてであります。行政職員の基本的な姿勢は、仕事に対する責任感や能力、市民に対する心遣い、市職員としての自覚と奉仕の精神で精いっぱい努力

するということであります。公務員は全体の奉仕者でありますので、言うまでもなく、職員一人ひとりが高い志と誇りを持って公務員としての使命感を自覚し、全力で職務に取り組んでいかなければなりません。そうした意識を常に持ちながら、市民の皆さんに接することによって、サービスの向上が図られ、信頼を得ることができるものと思います。職員が与えられた職責を果たし、市民から、職員もようやっておるといような評価になるということが大切でありまして、仕事に取り組む厳しさを自覚して、責任感と使命感を持って職務を遂行していかなければならないと覚悟しているところでございます。

壇上からの答弁は以上でございますが、また、答弁漏れがございましたら、後でよろしくお願いたします。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

御答弁ありがとうございました。何せ壇上ではちょっと時間をかけたくなかったものから、済みません。

では、早速質問に入らせていただきます。

まず、強制排水ポンプについて、前回、新橋川排水ポンプの能力について、市長は数量計算の見直しが必要だと思ふとの答弁を私いただいておりますが、県のほうにどのように交渉をされているのか、その件についてお伺いしたいです。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

私のほうからお答えさせていただきます。

昨年7月の豪雨で三又地区を中心に床下浸水、農地の冠水等の被害が生じました。これは山ノ井川の氾濫が大川市に及ぶという、思いもよらなかったことでもございました。このことから、新橋川の排水流域の見直しができないかということも昨年9月に南筑後県土整備事務所のほうに相談に参っております。また、地元の区長さん方と地元選出の市議会議員さんも被害の状況と地元の不安を訴えたいということで御同行をいただきました。

以上でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

建設課長の答弁は、ちょっと心もとないんですけど、私はそれぞれの部署の方たちが要望を何たるかで行くんじゃなくて、市長みずからそういうふうなことに對しては、大川市の現状を把握した上で、事細かく説得に行くのが筋じゃないかと思っておりますけど、そういうふうなことやったら、この次はお願いします。

じゃ、次の質問に変えます。

花宗川に対して、防潮水門によって現状では自然排水ができない状態となっているとの答弁をいただいているけど、今後、自然排水ができない状態になる花宗川の数量に対して、水害が起り得ないような形じゃないけど、100%の形はできないかわかんけど、防災という意味でどのように行政としては対応しようとしているのか、その件についてお答え願います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ちょっと先ほどの御質問の件で、補足といいますか、確認をしていきたいんですけど、市長が直接、昨年9月に出向いたということでございますので、お取り違えのないようお願いしたいと思います。

それから、ただいまの質問につきましては、これまで何度も市長答弁の中でお答えしております。9月議会、12月議会の答弁とも重なりますが、この問題の解決は、基本的には強制排水ポンプの設置しかないというふうに考えております。このことから、市といたしましては、長年にわたりまして花宗水門、それから、新橋水門のほうに強制排水ポンプの設置を要望してきたところでございます。幸い、新橋水門のほうにはポンプが設置するということが決まりましたが、まだ花宗水門にはいまだ設置の計画がございませんので、今後も粘り強く国及び県に要望を続けてまいりたいと考えております。

以上です。（「ちょっと議長いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

あらかた担当課長が申しあげましたので、趣旨としては同じでありますけれども、9月議会、12月議会で答弁をいたしておりますことのさらに繰り返しになりますが、有明海、6メートルの干満の差、これは日本一でありまして、これが（発言する者あり）ちょっと聞いてください。（「俺時間がなかけん」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。あのね、そういう特殊な水利構造があって、満潮のときに水を出さないといけないというときが一番困るんですね。ですから、それを抜本的に解決するというのは、やっぱり強制排水しかないということですから、過去からずっと新橋川、それから花宗本川、それから金剛院、この3カ所については、ずっと要請をしてきておりますし、とりあえず今回は新橋川につきましては、つけるという方向では一つ大きな関門をクリアしたというふうに理解しております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。

市長の答弁も課長の答弁も理解します。ただ、長年にわたって要望を続けてきているということであれば、その要望のやり方を今後は変えた形で、何らかもっとボリュームのあるとか、その危機感を、その国、県に対して理解してもらえるような資料を集めた中で、何らかの要望のやり方を多少なり変えた方向を考えてほしいですね。もちろん私は今後、その要望のあり方について、一般質問を今後続けていきますので、その辺はよろしく願います。この件は終わります。

ちょっと待って、もう1つ、次の説明会はいつですかね、課長。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

県のほうに確認いたしましたところ、7月の九州北部豪雨の災害の影響で、現新橋川の設計、それから排水ポンプの予備設計等の作業が大変おくられているということでございまして、今のところ、地元に対する説明会は4月以降になるということでございました。

以上です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

4月以降になるということですね。もし決まりましたら、一言連絡をお願いします。

花宗水門に関する質問はこれで終わります。

次に、同じ都市建設の課長にお伺いしますけど、208号線ですね、大川橋からの208号線のルミエール前の道路下の樋管が破損していると、そういう問題についてちょっと質問させていただきます。

まず初めに、樋管の破損の事実を知っているかどうか、お答えください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

クリーク課からのほうも、それから石橋議員さんのほうからも御連絡いただきましたし、写真等で確認して、その後の経過についても存じております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

この208号のルミエール前の樋管の破損というのは、皆さん御存じないと思うんですけど、ルミエールの前にバイク屋さんがあるんですけど、バイク屋さんから向こう側の新美勢か何かというおすし屋さんのところに通っておる向島から若津に流れる下水の樋管があるんですけどね、その樋管そのものが破損しているんですよ、中は。だから、いつ陥没してもおかしくないような状態なんですよ。その辺について私質問させていただきます。

では、この破損の状況を、課長、清掃業者から話を聞かれましたかね。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

19日に、金曜日でございましたけれども、午前中に担当のほうが現地に出向きまして、業者さんのほうと話をさせていただいております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

重ねて質問します。私もこの業者から話を聞いたんですけどね、この業者はどういう話をしたんですかね。この危険性についてどういうふうに聞かれましたかね。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

19日は昨年10月19日でございます。業者さんのほうに、清掃をされている業者さんですけども、話を聞きまして、円管の内部に亀裂等が入っておるということで、担当者のほうで現地に出向きまして、内部に入りまして、目視による確認をしております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

確かに亀裂が入っていると言え、皆さんどの程度の亀裂かわからんでしょう。私は業者さんから直接現場に行かずと見ていたんですけどね。業者で中に潜って、残土というか、中の清掃する業者の方は、私はここには入りたくない。いつ落ちてくるかわからんから、この亀裂の間から水漏れもしているし、なおかつそこに中に入って清掃というのは、もう本当したくないですよ、怖いですよと、こういう言葉やったです。だけ、どういふに破損しているのかと言ったら、やはり亀裂が幾つかあって、確かに今にも落ちてきそうだと、そこから水が漏れているから、もう中に入ったら、いつ落ちるかわからんすもんねと、こういう話やったです。これは皆さん知ったほうがいいですよ。208号線のバイク屋さんの前、通らないほうがいいですよ。

次に、質問変わります。

これは市長に報告したんですか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

クリーク課、それから都市建設課ともに、市長のほうには報告いたしておりません。

（「してない」と呼ぶ者あり）はい。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

クリーク課も都市建設課もそうだと思うんですけどね、これは自前でできる問題じゃないんですよ。やはり国、県の協力の中で樋管の何たるかの工事をやらにゃいけんやろうと思うんですけど、ただ単なる一部署管轄でできる問題じゃないですよ。これも職員の意識改革なんですよ。やはりこういう重大な問題については、市長にきちっと報告するべきじゃないんですか。その上で市長にその現実を確認してもらって、市長から上のほうに話を通してもらうべきじゃないかと思うんですね。今後はそうしてください。もうやってないんだから。

じゃ、次の質問に変わります。

この現場についての管理部署というんですか、はどこですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

みやま市にございます国土交通省福岡国道事務所瀬高維持出張所でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

出張所の返事はどうやったんですか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

19日金曜日に内部を確認いたしまして、その結果をもとに瀬高維持出張所に出向きました。その際に文書と写真を添えまして、報告を行いまして、早急な対応をお願いしております。その時点では、特に回答はございませんでした。その後、都市建設課にも報告いたしましたけれども、昨年12月4日に再度瀬高維持出張所に連絡しまして、その後の経過を問い合わせいたしましたところ、後日、現地確認を行っておると。福岡国道事務所に報告して調査等を依頼していると。路面にひび割れもなく、土かぶりも十分あるので、すぐに破損する状況ではないと思われるが、しばらくの間は日常パトロール等の現地確認を強化しながら、並行して今後の対応については検討するとのことございました。

以上でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

生ぬるい返事をもらってきちゃだめですよ。道路の下の中の樋管にひび割れがしているのを、パトロールとかなんかで確認できるわけじゃないですよ。またね、表面のアスファルトが亀裂が出るような状態になれば、もうその時点では陥没しますよ。だから、そういう生ぬるい返事をもらってくるんじゃないかと、そういうふうな国交省との話は、本来、交渉の段階が手ぬるいですよ。今言われるように、ああ、そうですかで帰ってきたらだめですよ。じゃ、パトロールをしたからって、中のひび割れが何でわかるか。上がひび割れができた時点では、もう陥没するじゃないかと。もっときちとした今後の対策を求めるべきですよ。もうこの次からそうしてくださいよ。課長聞きよる。聞いている。今後はそうしてくださいよ。生ぬるい事なかれの対応じゃだめですよ。まして、この問題は市長に報告すべき問題ですよ。

じゃ、次、質問変わります。

そういうふうなことであれば、課長、小保浜口のハローワークの先のところが一時陥没しましたよね。片側がっぱり落ちましたよね。あのときの現場、知っていますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの御質問は、昨年7月8日の件だと思いますけど、知っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

そうですね。あのとき、危険ポールを立てに行っただのは私ですから。中はすっぽんぼんだったですよ。その辺も確認されておるでしょう。だったら、市長に対して、小保で実際陥没した状況の中の把握した中で、市長にこういう危険性がありますよと、そういうふうによっぱり市長のほうにでも報告して、善後策をもっと完璧な、100%完璧じゃなくても、それに近いような状態で、やはり対応するべきじゃないんですかね。私はそう思いますけど、今後そうしてください。

仮に、最後に近いんですけど、この小保地区のハローワーク先の陥没した状況と同じよう

な状況になり得ると私は思うんですけど、そういうふうになると私はそう思うんですけどね。課長たちはどう思いますか。あそこ、ルミエールの前が陥没したら、どういう事故になると思いますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、県道の陥没事故につきましては、こちらのほうにつきましては、市長のほうにすぐ報告はいたしております。

それから、同じような状況になったらどうなるかという御質問でございますけど、小保の場合には、陥没前に相当量の土砂が流出して大きな空隙ができたと考えられます。向島の場合は、現地の状況から、国のほうは、突然陥没を起こすようなことはないというふうに判断をされておりまして、当分は大丈夫であるというふうに判断をしております。しかし、もし小保のような状況が起きると、交通量が非常に多い国道でございますので、その場合は車や歩行者等にも影響があるかと思っておりますので、私どもとしては、できるだけ早く調査を行っていただいて、何らかの対応をしていただけたらということで、今後も、一応2月の時点では、25年度に調査をすることでちょっと今検討中ということでしたので、できるだけ早く調査を行っていただいて、その後の対応をお願いしたいというふうに考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。ただ、最後に一言言っておきますけどね、今言うように、危険がある程度想定内というか、もう事実、今、トンネルのあたりの壁が落ちたり、いろんな問題があるけど、これは地下の問題だから、目に見えない部分ですけど、ここまで私、この本会議で質問していますから。市長さんも今耳にされているから。この後に、何かがあったときには、何かがないようにするのが行政とかであると思うんですよね。でも、たらたらやっておって、もし万が一の何かがあったときはあなたたちの責任ですよ。私、ここの本会議で質問していますからね。だったら、自分たちの責任にならないように、早くこの問題は解決すべきだと思います。この問題、この質問については終わります。

次に変わります。

ちょっとさっに行きましょうかね。済みません。次は、信号機等の公共物に対する設置された立て看板について質問したいと思います。

まちづくり推進課ですかね。課長ですね、1つ1つ、ぱっぱと行きましょう。

そもそもの公共物に対して、看板を立てていいのかどうか、教えてください。まして、信号機に対して看板を立てていいのか、これについて教えてください。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

立て看板についての御質問でございますが、御指摘のとおり、道路附属物でございます信号機から道路標識とかガードレールにつきましては、県の屋外広告物条例の関係で、立て看板の設置は禁止されているところでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

県の立て看板条例というのは、一部24年の4月1日から施行内容がちょっと変わっていると思うんですけど、先ほど私、資料見せたと思うんですけど、それほどに明確に、ここに私、その条文を持ってきていますけど、ここに福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する。平成24年規則第8号について、去年の4月1日から施行されております。次には、屋外広告物の表示または広告物を提出する物件の設置はできません。広告物を出してはならないものと書いてありますね。立て看板はもちろんです。それについて、なおかつ、このことは知っていますか。これを1回だったら注意警告でいいんですよ。2回、3回になったら、懲役、罰金の刑が科せられるということを知っていますか。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

罰則についてのお尋ねだと思います。そういった禁止物件等に設置された場合につきましては、300千円以下の罰金というようなことも規定されておまして、この件につきましては、県のほうから市のほうには移譲されておられませんので、直接市のほうで行うということではできません。そういった違法看板につきましては、簡易除却ということで市のほうで対応

しているところでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

時間がないので、イエスかノーかで答えてください。看板による危険及び迷惑になるということはわかっておると。じゃ、そういう看板が立てられた事実がありますか。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

24年の実績でございますが、私どものほうで禁止物件に関しまして、定期的、または事務回答で、それから苦情等に伴いまして、電話とか訪問によりまして、指導した事案が8件ございます。それから、簡易除却ということで、立て看板等を撤去したことが55件ということでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今の課長の説明やったら、私が言わんとしよることは、この看板の本体の、名指しで言うことは、これは民間の人ですからできないもんですから、漠然と話していますが、私が言いたいのは、立て看板が立てられた事実があるか。それはあるんですよ。私自身、同様の件で行政指導をやってくれと。まちづくり推進課のほうで、どうにか、その本人さんにちゃんと説明をして、信号機等については撤去させてくれと。去年もそう、その一昨年もそう、2度も3度も何回も来ています。ところが、なおかつ、指導に行った、行った、行ったで、一向に二、三枚の看板は行政として撤去する。目についたところは撤去されているかわからんけど、肝心かなめの信号機にくくりつけてあるのは、私が何度言ってもまた全然撤去されなかったですよ。この事実は、もう時間がないから省略しますよ。実際、しとるんやけんね、課長たちに。

それで、一昨年と何度かしましたよね。その後、行政も、私もその方に直接お会いして一昨年も去年もお会いして、信号機だけは撤去してくださいということをお願いに行きました。

でも、その後、速やかに撤去されないんですよ。されてない。されてなかったんですよ。されてないことによって、善意ある市民が、こういう交通、例えば、交通の立場から事故につながるとか、もしくは交通事故じゃなくても立て看板が飛んできて、立て看板は幾ら、何でもくりつけとって離れない、飛んでいくということはある得ないということはない。あり得るかもわからん。そういう中で、交通上でも悪いから、撤去してください、撤去指導してくださいと私にも言われた。行政にも言われた。行政も何度もその人とお会いしている。にもかかわらず、撤去されないまんま、一昨年から去年、2年がけでこういうふうにして撤去されない看板がある。それについても、正直言いますよ。そういう問題で心ない人間の思惑で注意してきた人、善良な、常識のわかる善良な市民が、回り回ったら、何でそういうふうな余計なことを言うかというようなことで言われる。それによって、その方はノイローゼになって、おおかわクリニックまで、精神何とかかんとか、何かそういうふうないろんなことで何でやろうか。大川市は何でそういうことができないのかと、市の行政は信用ならんとか、そうすれば、また地元でもいろんなことを言われる。それによってノイローゼになったということは、あなた知っていますか。知っているかどうか教えてください。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

はい、知っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

県条例でも禁止されている。常識的に考えても、信号機に看板を立てるなんか、それはとてつもない間違い。これを継続する人もおる。なおかつ、それを条例とかなんかを相手さんに説明をして撤去させる能力もないのが大川の行政、まちづくり推進課ということになるんですよ。（傍聴席で拍手する者あり）（「手たたくなよ。退場させて、議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待って、ちょっと黙って。問題が、時間のなかごとなる。（「議長、退場させんか」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。時間のなかごとなる。

このような対応のあり方について、じゃその次には、もう私時間がないから、ぱっと行きますよ。そうする中で警察のほうから、不法に立てられておる看板がないかのチェックが大

川市にあつとる。その段階で大川市は今後の対応のあり方に、対応に四苦八苦し結果、大川市に相談に行った。相談した。だったら、警察からは大川市は条例違反になるような立て看板の撤去すら、大川市の職員は撤去させきらんのかと、そういうふうにして見下げられる結果にもなる。それは警察でもそうですよ。自分たちの仕事がふえるんやから。おまえたちは何でそんなくらいせんのかと、それは当然思いますよ。こういう結果になるということですよ。

だから、私は言っていますけど、今後は自分たちに与えられた仕事は精いっぱいありとあらゆる立て看板が立つのだったら、その方は人に立ててもらったから、どこに立てておるかわからんと言われたんです。ここじゃなくて、立てた人間を呼んでもらって、どこに立てたのか確認して、信号機とかなんかに不法に立てられておる分については、市の職員が説明してでも、そこの場で撤去すれば、1日で終わる仕事ですよ。ちゃんと説明、地元の人に説明して、それなりにちゃんと納得させてもらって、強制的じゃなくても納得してもらって、速やかに撤去すれば、立てた人間やったらすぐわかるんですよ。それを立ててくれという頼んだ人に幾ら言っても、私のところは私が立ててないからわからないと。また行けば、ああ、言ったんですけど、また立てたまんまですかねと、こういうふうな繰り返しですよ。こういう曖昧じゃなくて、私はこの問題は一番最初、行って不法に立てられておると、じゃ立てた人間、立てることを頼んだ人間、じゃどこに立てておるんですかと、違法に立てておる部分については、行政がこれは撤去しますからといって説明すれば、本当に1日で終わつとる仕事ですよ。これが1年も2年も続いて、結果、警察にまで、大川市の行政の恥をさらすような結果になるんですよ。これは職員それぞれが、課長に限らず、市役所職員全員やる。自分たちが与えられた仕事を本当に責任持って解決しようと思う気持ちを持って、ありとあらゆる方策を考えれば、こういうことは簡単なことですよ。その辺でもう終わります、この質問は。

それから、この条例違反ね、あるコメントが入っていますよ。コメントを読みますよ。これは立てた人たち、今後立て看板を立てる人、その人たちのために私は読みます。「最近、私は地元でよく公共物に張られているポスターや立て看板などをよく見かけます。一旦立てると、ずっと安全に立っているとは言えないですよ。もしも、強い風が吹いたらどうなる。もしもその隣に人がいたらどうなる。前に新聞で、強風にあおられ、飛ばされた看板が、男性の顔面に直撃し、唇を切るなどという記事を見たことがあります。もし、それがあなたた

ちだったら、もし自分だったら、そう考えてください。想像してもわかるように、とても安全とは言えないですよ。私なら、公共物や違法な場所に立てられた看板を冷やかな目で見ることしかできなくなります。まして、何て自分勝手なんだろうと。そんな場所に立てられた看板の店には、もはや何の魅力も感じませんね。もう少し、人としてモラルを持ってほしいですよ。わざわざ違法な場所だと知ってか知らずか、公の場としてのあり方に疑問を感じます。」。これはインターネットで出せば、全部わかります。こういうふうな、これは立てる人たち側に対する私のコメントですよ。これで終わります。

次に、支援バス運行について質問をします。

この支援バス事業については、福祉という点では本当にいい事業だと私も思っております。質問をする前に一言言わせてもらいますけど、これは本当に老人、年寄りの人たち、その人たちの救済というか支援という意味で、支援バスというのは本当にありがたい事業だと思っております。ただ、その事業の中の1点については、私自身疑問を感じるし、これは大きな問題になると、将来考えると大きな問題になるなど、そういうふうな気持ちの中から、ちょっとこの気になる部分について質問させていただきます。

この支援バスの担当というか、これについては、課長にお伺いします。

支援バスについて、支援バス事業について、市民から何か意見がありましたか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

生活支援バスについては、議員もおっしゃられるとおり、高齢者の方から大変喜ばれている事業でございます。ただ、議員お尋ねの、市民の方から、恐らく民業圧迫のことだと思っておりますが、その点については御指摘があったことを承知しております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。健康課長、ありがとうございました。この支援バスについては、部署が幾つもまたがっているみたいな感じですから、今後ちょっとこの後の質問は企画課長に対して答弁をお願いします。

支援バス事業について、どのような意見ができたかというのは、これで聞いておりますか

ら、支援バスの目的と言える内容は何ですか。

議長（中村博満君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

支援バスにつきましては、やはり高齢者の、または障がい者の方の買い物対策でありますとか、病院等の通院でありますとか、そういったものが主でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

確かに言われるように、私が質問したいのは、この病院、買い物、それから公共施設への送迎、こういうことはわかります。わかりますよ。確かに、これはいい事業と私言っていますけど、その中の1つ、この買い物、買い物サービスについて、本当の買い物サービスは、どういうふうな結果を招くということを理解できますか。

議長（中村博満君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

買い物につきましては、町なかのほうの商店等に生活支援バスを使って買い物に来ていただけるというふうに承知しております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

いい答えですね。だったら、従来ある町なかじゃない、町なか以外のへんぴなところというか、交通の便の悪いところ、こういうところに小売店はいっぱいあります。従来は、もう長ったらしくなるからあれですけど、大型量販店、いろんなセンスのいいゆめタウンとか、そういうところにごっそり地元の小売り、従来はわざわざ遠くまで買い物に行くまでもなく、手近なところの小売店で買いたいと、買っていたい。その人たちの要望というか、その人たちの思いをするための小売店がいっぱいありますよね。そこにいっぱいあるところのお客さんたちをがぼっと持ってきて、中心市街地の商店街に置くなら、当然、持っていかれたところの地元の小売店はどうなりますか。ちょっと教えてください。

議長（中村博満君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

地元の商店さんには多少の影響があるのかなというふうに感じております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ということは、中心市街地は潤うけれども、へんぴな道海、木室、三又、田口、川口、大野島、この地域の小売店の商店街は、この支援バスによって大なり小なりの影響を受けるといことですよ。これは明らかに民業圧迫ですよ。あなたの言っていることは、体のいい言葉のいいことを言っておるけど、支援という言葉を利用した民業圧迫ですよ。

では、次聞きますよ。もうぱぱっと行きましょう。

この支援バスについては、全国で支援バス、買い物支援という形でバスを運行していますよ。運行しています、確かに。ほかの行政でもある。でも、大川市とは全然逆です、逆。わかる、逆。何でかという、ほかのところは、スーパーが売り上げが悪くて撤退した、小売店が店を閉めた。それによって、買い物するに対しては不自由を来しているところに対して支援バスを送っています。ここに書いています。大川市の支援バスの買い物の支援というのとは全然違いますよ。これは安心生活創造事業成果報告書というところにこれは出ます。この中には、不景気によるスーパー等の店舗の撤退、移転、それから閉鎖により、買い物が困難になる者についてが増加している。そういう高齢者に対する買い物支援をやっておるといことなんですよ。ところが、大川の場合は、地元にならりの、例えば、道海島には小さいスーパーがある。木室地区にはいろんな商店がある。皆さんも御存じのように、それぞれ全部ありますよ、小物はね。だったら、今言われるようなやり方でやれば、地元の活性化、地域の活性化じゃなくて、地域を廃退させることになるんですよ。飯食えなくなるけん、小売店は。このデータも全部上がっていますよ。

この中に、ある食品の卸屋さん、久留米ですよ、久留米の方です。ところが、名前を出してはいけんということやから、名前は出しませんが、ある地域に小さいスーパーがあるんですけど、そのスーパーが経営不振で撤退した。閉めたんですよ。閉めて2年間ぐらい閉めたまんまで住民が困り、困り困ってその久留米の食品の卸業者の方と相談をして、それだっ

たらということで、そこの若社長が、そのスーパーを自分がもう一回再建させると、地元のためにもさせるという形で来られているそのスーパーさん。そのスーパーさんが、はっきり言います、これようと聞いてとってくれ。卸部門、その方は大川市内の小さな小売店に、木室地区にも卸している、大野島地区にも卸している。そういう中で、ほかの地域と比較すると、大川は売り上げが5割減、他の経済と言われるかもわからんけど、確かに不況の中で経済が落ち込んでおる中だから、もう全国全部売り上げは減、当たり前です。それを、ほかの地区には3割の減ぐらいのペースで落ち込んでいる。ところが、大川だけは5割、こういうデータは全部卸屋がデータを持っています。それでもう1つ、その方が、もう、じゃ地元の人買い物に困っておるならということで、その方も一つの事業と地元の困っている内容の救済の意味で、若いなりに社長としてそこに座った。座った人が、スーパー部門を受け持っている。その方が、平成17年ぐらいからやって、平成17年の時期からは大体5%前後の減やったらしいです。ところが、支援バスを運行し始めて、最終的に去年の売り上げは15%減です。とてつもない売り上げ減ですよ、これは。企画課長、あなたが企画をやっておるんやから、ようと、こういうリスクというものがありながら、安易な計画で人さまを喜ばせるだけの企画を練らないでください。この人ははっきり言っていますよ。小売店、またはスーパー、それぞれが自分たちも努力は必要だが、当然売り上げを上げるため、住民パワーでこの方はお客さんが言われれば、スーパーの社長でありながらも、自分で年寄りの人が買い物に行けないような人とかなんかに、電話があつたら、自分が持ち込んで配達している。売り上げが下がったからということによって自動販売機が10台ある中で、あんまり売り上げのない自動販売機は廃止したり、電源を早目に切ったり、いろんな努力をされています。されてても、この15%減は追いつかない。そのために、小売店とかスーパーとかそれぞれの努力は当然必要と。私のところも当然それをやっておりますと。ところが、それ以上のスピードで売り上げ減がひど過ぎると。そのためには、そのスーパーさんは間違いなく1年か来年ぐらいにもう撤退すると、はっきり言っていますよ、撤退すると。これは企画課長、企業誘致の問題でもそうですよ。大川は企業誘致推進室というものがありながら、一向に、本当に地元に貢献できるような業種とか全く来ていませんよ。この方は、小さいなりに久留米に本店を置いて、わざわざ売り上げが上がらずに閉鎖したスーパーを自分のところでもう一回地元のためということで、地元の人が買い物に困っておるならということによって、自分たちがみずから乗り込んできておる。これも一つの企業誘致ですよ。そしてスーパーにパートさんで雇

っておるこのパートさんで雇っておるこの従業員、これは地元雇用ですよ。自分みずから地元の貢献のためにということで、大川市に事業展開して、なおかつ従業員は地元から雇用して、一生懸命やっているのは、私も1回会ったけど、わかります、この人の気持ちは。ところが、この支援バスが回ることによって、全てが支援バスのせいということじゃないんですよ。買い物支援が全て原因だということはありません。経済が低迷している中でこれだけ落ち込んでおるんやけん、当然、下がって当たり前ですよ。でも、よその地区からすると、5%、3%のところ、自分のところは15%。なぜかということ、その地域全体が売り上げにつながっておるから。だから、自分のところはもう1年、2年で、ことし、ないし来年にはもう撤退しますと。

じゃ、皆さんようと考えてください。そこの明確に言いますよ。道海島に団地が300ぐらいある。あの地域に、スーパーがあるんですよ。あのスーパーが1年か2年で撤退したらどうなりますか。道海の団地の人も、地域の人たちも、全部自分のところの車で大川まで買い物に来にゃいけんごとなるですよ。子供さんがあめ玉欲しいと言えば、三又からコンビニまで行かにゃいけんですよ。お客さんが来たからといって、酒のつまみでも買おうかなとか、ちょっと酒がないから買いに行こうかなといったって、大川まで来やんですよ。スーパーが撤退したなら。企業誘致そのものの大川が推進している企業誘致ということの観点からも、相反する。わざわざみずから企業誘致じゃなくても、自分たちみずから道海島の人のために買い物に不自由しているんだったら、自分のところは卸屋だから、利益を少なくしてでもいいからということで来られておる。来られておるにもかかわらず、道海に対しては支援バスという形で1便も2便も3便も行く。そして、買い物サービスするから、みんなナイロン袋、2つも3つも提げておりてくる。スーパーにとっては致命傷ですよ、これ。スーパーには、名前は言わないということをお約束しておったけれども、あなたがわからないから教える。これだけ危険な、ほかのものはいいんですよ。公共施設に送り込むとか、病院に送り込むとか、そういうことはいいですよ。そういうことは、本当に年寄りたちはありがたい話ですよ。でも、買い物というのは、金が絡んでいますよ。お客さんに買い物して喜ばせるには、今まで売っていた人はしまえるということですよ。得をさせるには、必ず損する人がある。これはもう人間の世界の常識ですよ。

じゃ、あなた企画だから、道海島にスーパーがあるけど、あれが撤退したら、道海島の人たちはどうするか答えてください。答えて。道海の人たちは買い物にどうせざるを得んか答

えてください。

議長（中村博満君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

その場合は、他の地区に買い物等に行かれるというふうに承知します。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

そしたら、支援バスに乗られる方は無料でいいですよ。支援バスで無料で買い物支援の中でバスで行ける人は無料で65歳以上はできる。しかし、65に満たない、子供たちも、若い世代も、特に道海というのは若い世代、団地も若い世代が入っている。住民もふえている地域ですよ。その地域に買い物に行くのには、三又地区まで、もしくはルミエールまで、ゆめタウンまで買い物に行かされるとなると、女性の方は特にわかると思う。買い物にも手軽、何に対しても手軽、地域的にもいい、だから、道海で人口がふえるんですよ。住みやすいんですよ。ところが、人間の一番大事な食生活に対して不自由を来すようだったら、またこれは問題になると思いますよ。当然、あなたがその立場になったらわかりますよ、どれだけ困るか。

次に質問変わります。

それともう1つは、もう1つ、こう言われています。ある大川市内の小売店の業者さんです。この人の生の声は、大川に住み、大川市に税金を納めている。にもかかわらず、こういう支援バス、この対応というのはこの支援バスのことだろうと思います。買い物支援のこの問題だと思うんです。これは小売店さんですから。この対応は、恩をあたで返すと。こういう行政は許せないとはっきり言っていますよ。こういう思いをこの支援バスの中ではメリット、デメリットのこのデメリットの部分でこれだけあるということですよ。まして、その後に、スーパーの社長が言ったのは、行政もまた支援バスの財源はどうしているのか。収支のバランスがとれなければ、やみくもにこういう運営をやるのであれば、行政も当然、人事削減の要素になるのではないかと、こういうことも言っています。これは生の声ですから。

こういう生の声があるのは、私たちが第三者的立場に立っても、当然わかりますよ。あなたね、ぼーっとしとったってわからんよ。小売店の人たちは、自分たちが100円、200円の商

品を売って、2円、3円をもうかって、それを蓄積したことによって、大川市に対して自分たちの生活を守ってもらうために税金を納めておる。納めておるやろう。この納めた税金の使い道で支援バスというものの運営、運行をするなら、自分たちが納めた税金で支援バスをつくられて、自分ところのお客さんを全部持っていかれよるということやから。それによって、それをやることによって、当然小売店は店を閉める。木室地区の何とかという店も今度閉めた。俺もちょっと興奮したけど、木室地区で調べてください。木室の交差点の近所のストアか何か、そこも閉めた。道海、それから大野島の小売店さんのところもやっぱり同じように。

だから、今言うごと、小売店さんたちは、おれは小売店さんの民業圧迫だけやったら、ここまで一般質問しなかった。なぜかという、支援バスということによって、老人さんたちにも確かに喜ばれておると。感謝はされないけれども、喜ばれている。その中で、民業圧迫という問題だけであれば、私はこの議会で質問はしてない。ただ、政策課長に言うけど、長い政策をするのが政策課長でしょう。そしたら、この事業を継続することによって、小売店はいつまでも営業を続けていくことは不可能だということを今言っています。あるスーパーもやめると言いよる。木室地区もやめた。こういうふうにだんだんだんだんやめていけば、民業圧迫どころじゃなく、じいちゃん、ばあちゃん、子供たちも65歳以上の支援バスに乗られる人はいいいけど、ほかの人たちはどうせないけん。地域の市民は全部困りますよ、これ。何で。小売店が未来永劫残るわけないんやけん。商売成り立たなければやめるんやけん。やめた後、買い物はどうするかという、皆さん、頭冷やして考えてください。自分のところに手近に来よる。今はあるから、こういう反論がないかもわからん。実際なくなったら、自分たちがどうするか。自分ところの女房にしても、じいちゃん、ばあちゃんにしても、子供たちにしても、今まであるからちょこちょこ行き、支援バスでも行く。これだから、本当の民業圧迫になって、今後の先々の将来も見えてないけど、支援バスで65歳で喜んでこの買い物支援を受けている人も、よう考えてほしい。頭冷やしてほしい。自分たちが買い物に行く分はいい。じゃ、もしなくなったとき、買い物に行くには、地元小売店がないんやけん。そしたら、自分の子供、孫たちは、じかに大川市内までエンジンかけて車に乗って、ガソリン代使うて、時間使うて、大川市内まで行かにいけん。これが政策課長、あんたの考えることよ。長期政策やから。長期、この事業をやるには、そういうリスクがあるということやけん。だから、私は同じことを言う。民業圧迫だけであるなら、それはじかにあなたたちに

話に行っておる。しかし、この民業圧迫が継続することによって小売店が閉まる。閉まった後、大川市民全員が困るということですよ。ここまでなるということですよ。なりかかっているから、私は本会議、この議場で質問させてもらっておる。なるということでしょう、政策課長。

議長（中村博満君）

経営政策課長。

経営政策課長（中島久幸君）

民間の足として、公共交通につきまして、コミュニティ支援バスを運行してきたわけでございますけれども、有償、無償問わず、県内において、多くの市町で運行がされておりますところでございますので、そういった中で地元の商店への対応につきましては、地域の方々の意見を傾けながら、先進事例においてどのような対応がされているのか、また、本市においてどのような対応が考えられるのかについて、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。政策課長、私が最後にお願いしようと、要望しようという内容の答えをいただいたようですけどね。ただ、この支援バスについては、先ほど言ったように、病院に送り迎えする。例えば、公共施設に送り迎えする。そのついでに、その中継点から、それぞれが買い物に行くなら行っていいんですよ。例えば、福田病院で停留所を決めて、そしたら、買い物に行くのはルミエールまで歩いていってくださいと、それくらい厳しいことを言わないと、よそ様のことまで頼んでメモしてきて、私が行くならね、内藤さんも吉川議員も全部買い物に行ってくれんですかてメモを書く。そして、その人が全部買い物をしてきてやる。それが実態ですよ。ところが、私は若津ですから、ルミエールの前におるけど、支援バスはずっと買い物から帰ってくるまで待っとらず、あそこで。確かに買い物支援ですよ。しかし、そういうふうなことをやるから、民業圧迫になるんやけん、私の意見とすれば、いろんな考え方をやってくださいと言うけど、やはり中継点を公共施設とか病院、ある程度特定したところに、本当に困っている人たちの支援をするためのことをやらなけれ

ば、困っている老人の、困っている人を支援する、じゃそれによって生活のなりわいをして
いる小売店はどうなるんですか。その件について、私答えをいただいておりますけどね。
例えば、今後はそういう運行状態の中身を検討し合うとか、民業圧迫に極力ならないように、
皆さんから拍手してもらえそうな支援バスという形をやらなければ、今の買い物支援とい
うのは、他の市町村の行政の支援のあり方とは逆行しています。そういう田舎の商店街をつ
ぶすような形になる。ほかのところはないから、買い物支援をする、バスをつくる。いっば
いろいろありますけれども、私もあんまり時間ないですからね。

それと最後に聞きますけど、この支援バスというのは、最初企画課長、あなた買い物支援
と病院、公共施設への支援と言われたですね。言われたですね。言われた。じゃ、1つ聞
きます。昇開橋温泉にバスの停留所をつくるのはなぜですか。支援バスはここで停留所とめて
いますよ。おまえに聞きよつと。答えんか。昇開橋温泉にバスをとめておるのはなぜかて聞
きよると。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

運行経路のことについては健康課が担当しております。お答えしますが、地元の区長さん
などに経路とか停車する場所については協議をしてとめるようにしております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

健康課長ですか。運行についての自分ところの担当ですね。なら、地元の要望というのは、
自分たちの都合のいい要望ばかりみんなする。やった、バスができた、そんならうちにもと
めてくれ、うちにもとめてくれ。果たしてそこにとめたなら、この支援バスの趣旨が変わっ
てくるでしょう。目的は公共物、病院、そういうところに行く人を支援するということやけ
ん。昇開橋温泉にとめてくれと言うなら、それは若津地区の区長は、全部うちにもとめてく
れて言うですよ。そういうのを一々聞いておったら、本来の意味がなくなるでしょう、これ。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

運行経路につきましては、基本的には1地区、1行政区に1カ所ということを目安にとめております。ある程度、地区の施設とかそういうところには、協議をして、地元と協議をしてとめております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

健康課長、言いたいのは、私この趣旨、目的を聞いております。病院施設とかいろんなこと、その後に地元で区長たちと相談したり、それぞれの1校区に対して1個とか、そういう規定があっても、やはり常識判断をしてください。要望どおりを何でもかんでも聞くんじゃなくて、支援バスという名目の中で、肩書は支援バスですよ、老人たちの。買い物、役所、病院、こういうところに足がわりになるということが目的ですよ。昇開橋温泉はレジャーですよ、レジャー。もっと考えて停留所をつくるべきじゃないんですか。でなければ、何かこれは老人たちの憩いの場の送り迎えまでこの支援バスはしよっとかということになる。それが1つ。

それと、この支援バスの運行については、道海島はある、三又はある。木室、田口あって、川口あってね、ところがないところがあるんですよ。何かというと、一町内、向島地区ですよ。酒見地区。中心市街地にも老人はいるんでしょう。中心市街地、ちょっと私はようと表現がわからんけど、今言う、旧大川区にも老人はいるんですよ、課長、ようと聞いて。なら、同じ平等な支援をするとすると、これはなぜ私がこういうふうなことを、強行なことを言いよるかということ、いいかげんにせろと言いたいんですよ。まちの外側からは持ち込んでくるけど、実際買い物に不自由している人も、病院に行くときに不自由している人も、免許のない人も行きたくても行けない人も、いっぱいおるのはよそだけじゃないですよ。風浪宮の向こう側にもおるかかわらん。小保地区の団地の近所にもおるかかわらん。いろんなところに中心街ってあるんですよ。そういうところに対しての送迎はやってないじゃないですか。これはなぜかということ、うちの親父は去年ぐらいに亡くなっておるんだけど、うちの親父はルミエールの裏のにきですよ。じゃ、ルミエールのところまで実際歩いていききらんやったから、歩いていけない状態のところの老人の支援というものは考えていますか。本当に支援バスの意味を考えて深く考えればね。うちの親父はよぼよぼながら、小柳病院にかかっておった。これはケース・バイ・ケースの話ですから、愚の骨頂の話やけど、大まかに言えば、中心、

旧大川校区以外のところからは送り迎えをして、買い物でもスーパーの前まで来て、買い物させて送り返しよ。しかし、老人は一緒でしょう。中央も中心市街地も外側も一緒ですよ。温泉に行くにも一緒ですよ。支援だ支援だ支援だ、老人会、福祉だ福祉だと、きれいごとやうんやったら、平等にせんかいと言いたい。実際、ここにおらんのやけん。なってないですよ。

だから、今後は今までわからずにやったんやから、私、こうして一般質問させてもろうとるし、課長、質問させてもろうとるんやから、私の言っておることもよう加味した中で今後の運営をやってください。私、この支援バスは廃止せろとかそういうことを言っていないですよ。いい部分はいい。リスクをしょってね。今言うごと、大川の行政は何かとか、ある人は、あんかつは死んでしもうたがよかとか、こういう言葉を言っていますよ、業者は。本当、死活問題ですからね、これ。だから、総合的に私が並べたことを総合的に全部十分考えて、小売店がしまえたらどうなるかとか、いろんなことを企画課長、あんたとか政策課長、あんたどんがようと考えて、方向づけして、なおかつ、今課長が言ったように、地元の人たちの本当に小売店さんも交えて、行政区の区長さんたちも交え、いろんな市民を交えた中で協議をやって、方向づけを決めてほしいと思う。そうでないと、民業圧迫で企業誘致と相反するような、企業誘致としてわざわざ来たところを撤退させるようなことのきっかけになるのが支援バスやから。おい、聞きよるかね。課長、政策課長たち、聞きよる。ようと私の言いたいこと、言っていることの中身を、全部が私が言っているのが正しいということは私は決して言わん。感情的になっておるから。でも、やはり私が言っていることの一つ一つが少しでもわかるなら、それを踏まえた上で、今後の運営のあり方については協議、もしくは協議はもちろんやってほしいし、それについては地元の人たちも入れて、その中でやはりみんなからいい事業だと言われるような事業に方向を変えてほしい。

もうちょっと早目ですけど、これで、市長に最後をお願いします。市長の答えを聞きたいんですけど、例えば、こういう問題があっている以上は、市長みずから公平な立場で、民間は民間同士の業者同士で競合して、弱肉強食ですから、これだったらいい。しかし、納税者という税金をもらっている大川市の行政が、その行政の予算を使って納税者を首締めるような事業に展開が、当然これは当初の企画のときには出てなかったか、気づかなかったかわからない。しかし、こういう問題が実際発生しているし、生の声も私は言っているし、これをあえて強行するというのであれば、私はこの支援バスというのは、何か意図があるんじゃ

ないかと私は思うんです。でなければ、もう少し考えてほしいんですよ。だから、今私がさっき言ったように市長、今後の運営のあり方については、それぞれの担当課長、それと職員じゃない、もっと実際困る人、助かる人、総合的に何人かの人を寄せて今後どういう方向にやっていくかとか、そういうふうなことをするように、市長どうですか。担当課長たちに指示してくださいよ。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

る御卓見を伺いまして、総括的に言いますと、議員がおっしゃるように、こういう事業というのは、総じて喜ばれている部分もあるかもしれませんが、やっぱり影の部分とか、マイナスの部分というのはどうしても出てくるということはあると思います。そこで、先ほど経営政策課長がちょっと申しましたけれども、やっぱり影の部分を今後どういうふうに小さくしていくかということ、それから、まだ始まったばかりではありますけれども、停留所の問題とか、そういったものについては、やっぱり実態等々踏まえた上で、基本的には区長さん交えて決めたことでありますけれども、そういった問題点をお互い持ち寄りながら、この事業をよりいい事業になるように、そしてまた、マイナスができるだけ小さくなるような事業に持っていけるように努力をしたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。やはりこれも職員それぞれが自分に課せられておる仕事に対する熱意と、やっぱり努力ですかね、そういうふうなことを私は求めておるんやけど、これも同じように、もう少し努力をしてくださいということです。

以上でこのことは言うておきますからね。

市長にはっきり言うておきますけど、208号線の陥没問題に関しては、私は市長は知らなかったんやけど、今この場で市長も御存じになったから、今後は国のほうに対し、県のほうに対し、強行に交渉してほしいと思います。そうしないと、何かがあったら遅いですからね。そうしないと、俺は言ったんやけん、何かがあったならおまえたちの責任ぞと、私は言いますよ。市長、よろしく願いしておきます。

以上、終わり。

議長（中村博満君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第5号から議案第28号までの計24件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について、質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって次に進みます。

次に、この際、お諮りいたします。

議案第22号 平成25年度大川市一般会計予算については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、予算特別委員会委員に1番内藤栄治君、4番池末秀夫君、5番水落常志君、6番石橋忠敏君、9番平木一郎君、10番箆島かおる君、12番石橋正毫君、14番永島守君、以上8人を指名いたします。

次に、委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長互選のため、直ちに第1委員会室において委員会の開催をお願いいたします。

ここで、特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせいたします。

午前11時42分 休憩

午前11時58分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

予算特別委員会の正副委員長がそれぞれ決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に14番永島守君、副委員長に10番箆島かおる君と決定いたしました。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際お諮りいたします。

あす3月9日から3月21日までの13日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る3月22日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時 散会